

命の水を考える会ぎふ 会則(案)

第1章 総則

(名称)

第1条 当会は、「命の水を考える会ぎふ」と称する。

(目的)

第2条 当会は、社会的共通資本としての上下水道、水資源、水循環について研究し、将来に亘って、永続的に、清浄にして豊富低廉な水の供給が行われ、水資源、水循環が良好な状態に保たれるべく、情報発信、議論、提案、行政への働きかけ等の活動を行うことを目的とする。

(活動)

第3条 当会は、次の活動を行う。

- (1) 上下水道、水資源、水循環に関する調査、研究。
- (2) インターネット上における情報発信、紙媒体の配布。
- (3) 勉強会、シンポジウム、見学会等の開催。
- (4) 上下水道、水資源、水循環に関する施策の提案、行政への働きかけ。
- (5) その他、目的達成に必要な活動。

(事業局の所在地)

第4条 当会は、事業局を岐阜県岐阜市に置く。

第2章 組織

(構成)

第5条 当会は、本会則第2条に定める目的に賛同した会員により構成する。

(入会)

第6条 当会の会員は、本会則第2条に定める目的に賛同し、入会の申し出をした者とする。

(退会)

第7条 会員の退会の申し出をもって退会とする。

(会費)

第8条 会費は、特に定めない。

第3章 役員

(役員)

第9条 当会には、以下の役員を置くことができる。

- (1) 代表
- (2) 副代表
- (3) 事務局長
- (4) 会計

(選任)

第10条 役員は、会員の中から選出する。

(職務)

第11条 代表は、会務を統括し、必要に応じて役員会、定例会を開催する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるとき又は代表が欠けたときは、副代表がその職務を代行する。

3 事務局長は、会の事務を行う。

4 会計は、当会の会計を管理し、必要に応じて会計状況を報告する。

第4章 会計

(運営費)

第12条 当会は、寄附金、前年度繰越金、イベント参加費等を運営費に充てる。

(会計年度)

第13条 当会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

第5章 雑則

(活動方針の決定)

第14条 当会の活動方針は、月1回程度の定例会またはインターネット上に於ける会議によって決定する。